

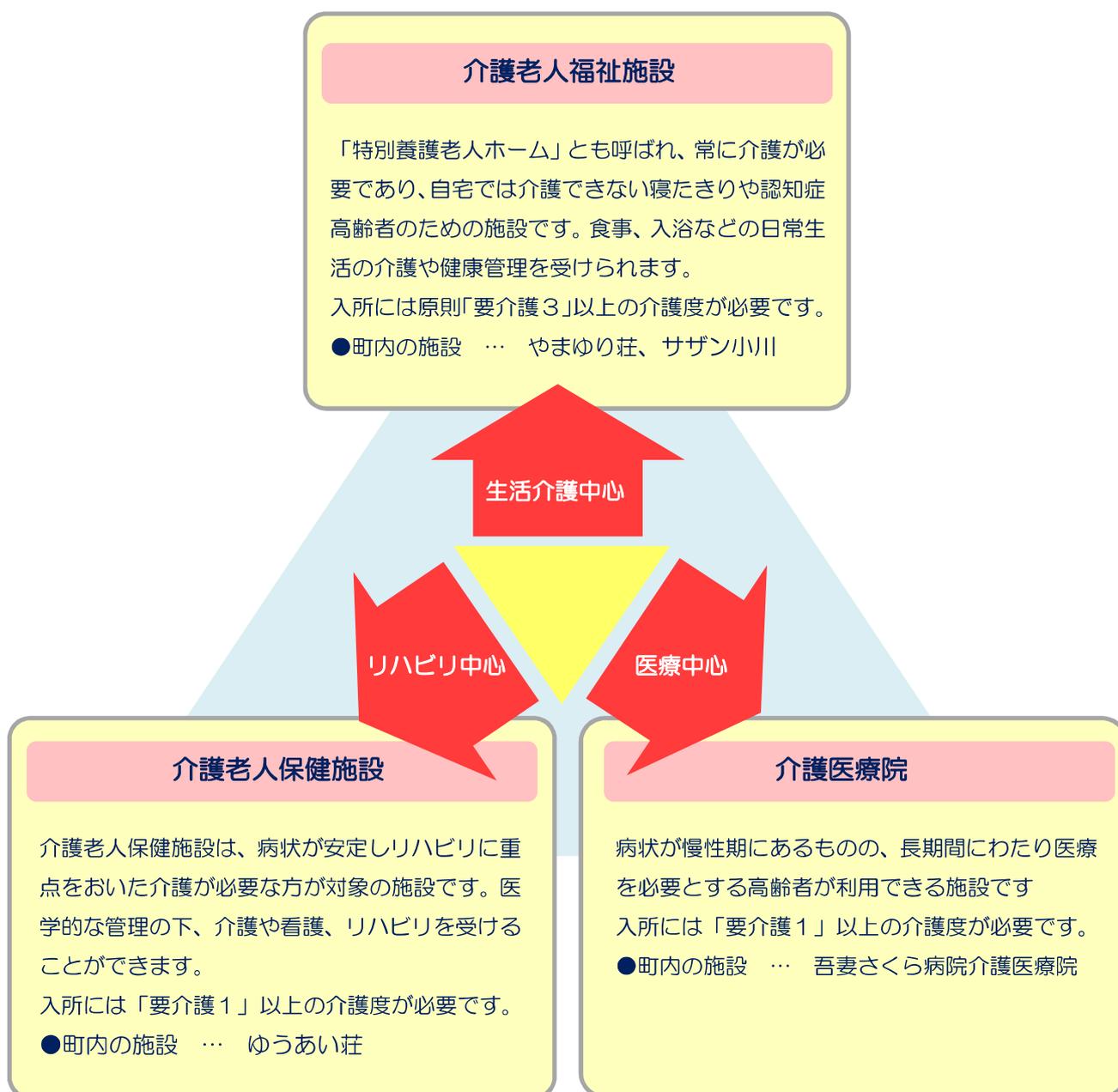
第7回 「介護サービスの種類（施設編）」

介護保険で受けられるサービスには、自宅で生活しながら利用するものに加え、施設に入所して生活を送る「施設サービス」があります。

ここでは、施設サービスにはどんなものがあるか見ていきましょう。

介護保険施設の種類

介護保険施設は、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護医療院」の3種類に大別されます。

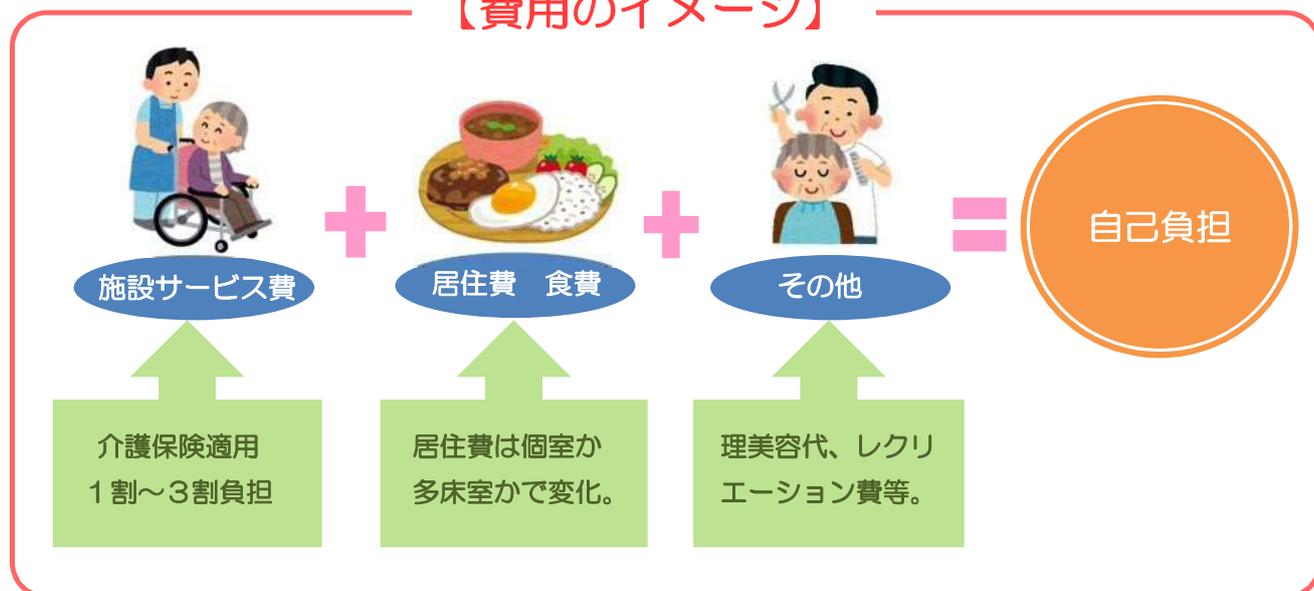


介護保険施設の利用について

費用について

施設サービス利用料について、介護保険が適用されるのは**施設サービス利用料金**のみです（1割～3割）。
その他居住費（部屋代、光熱費）、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。

【費用のイメージ】



所得の低い方（生活保護受給者もしくは世帯全員が住民税非課税の方）については預貯金等の資産状況により居住費と食費の負担が軽くなることがあります。詳しくは介護保険係にお問い合わせください。給付を受けるための申請は、介護保険係で行います。

ケアプランについて

施設利用時のケアプラン（施設サービス計画）は、入所後に施設に勤務するケアマネージャーと入所者、家族が話し合い作成します。

介護サービスには、居宅サービス、施設サービスとは別に、地域の特性に応じたサービスを提供する制度も用意されています（地域密着型サービス）。
次回は地域密着型サービスをみていきましょう。

福祉課 介護保険係
75-8820（直通）